

電気料金の経過措置の撤廃を想定した 検討課題について

2018年1月31日
資源エネルギー庁

1. 電気料金の経過措置の撤廃

経過措置料金と関連する仕組み

- 2016年4月の全面自由化に際しては、「規制なき独占」に陥ることを防ぐため、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じ、2020年3月末までは、全国すべての地域において、従来と同様の規制料金（経過措置料金）が存続することとなっている。
- 本経過措置は、2020年3月末をもって撤廃され、同年4月以降は、「電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定する」供給区域のみ、経過措置料金が存続することとなる。
- 現状、経過措置料金と関連する仕組みとして、最終保障供給、離島供給、常時バックアップがあり、このうち、常時バックアップについて、本日主に御議論いただく。

経過措置料金

特徴

- ・ 基本料金及び従量料金から構成
- ・ 使用量が多いほど単価が高くなる3段階料金
- ・ 燃料価格の変動に応じた燃料費調整あり

関連する制度

- ◇ 供給先が決まらない需要家に対する最終保障供給
- ◇ 離島の需要家に対する離島供給
- ◇ 新電力に対する常時バックアップ

→本日主に御議論いただく事項

(参考) 経過措置料金の撤廃を想定した検討課題例

今後、経過措置料金撤廃に向けて、例えば以下の課題について検討を行っていく必要があるのではないか。

- 大臣指定の基準

経過措置料金撤廃に際し、どのような判断基準で、需要家保護のために経過措置料金を存続する地域を指定することとするか。

- 撤廃に向けた実務的手続

経過措置料金撤廃に際し、大手電力（旧一般電気事業者）においてどのような実務的手続（システム対応、需要家説明等）が必要であり、そのためにどの程度の期間が必要となるか。また、需要家が自由料金を選択しなかった場合の取扱いについて、どのように考えるか。

- 経過措置料金に由来する制度の在り方

経過措置料金に由来する三段階料金及び燃料費調整等について、導入当時とその後の環境変化を踏まえつつ、経過措置料金撤廃後の在り方をどのように考えるか。

- 経過措置料金に関連する仕組みの在り方

経過措置料金に関連した離島供給・最終保障供給や常時バックアップ等の料金設定について、経過措置料金撤廃後の在り方をどのように考えるか。

(参考) 前回の御議論 (2017年10月24日)

(松村委員)

- ✓ 三段階料金は、省エネや福祉の観点から導入されたものだが、今の実態にあっているかという議論がある。経過措置料金撤廃の関連でもあるが、独立した制度としても慎重に議論すべき。
- ✓ また、重要な観点として、基本料金と従量料金のバランスがある。託送料金の基本料金では固定費用を賄うことができないという問題があり、また、低圧は基本料金が低いため、消費量の少ない需要家が有利に、多い需要家が不利になるという現状がある。従量料金の中身である三段階の設定も論点であるが、低使用量の需要家が有利という状況は、仮に従量料金をフラットにしたとしても発生するので、三段階料金は、基本料金、従量料金のバランスの観点とセットで議論すべきと考える。
- ✓ 燃調制度を取り入れることでリスクが減っているのだとすれば、それは良いことだが、便利な制度が故に電力先物市場やLNG市場が育たないという側面があるのではないか。

(村松委員)

- ✓ 今後の議論の進め方について、個別の事例というより、全体を俯瞰した議論にしていきたい。また、例えば、三段階料金でいえば、従来の狙いと現状の利用実態がどのように適合しているのかなどについて、ファクト、データに基づいた議論にしていきたい。
- ✓ 離島供給、最終保障供給については、コスト負担の議論とセットになると思う。託送料金で広く薄く回収するという議論だと思うので、通信のユニバーサルサービスや過疎地の鉄道の事例などを参考にして議論してはどうか。
- ✓ 燃調について、リスクを回避する方法として、デリバティブという方法があるのではとの記載があるが、デリバティブが全ての解決策とはならない、デリバティブをとっても需要家の不利益になる部分があるということは申し上げておきたい。

(秋元委員)

- ✓ 自由競争の環境下において、料金設定は企業毎に戦略をもってやっていくことが妥当。

(参考) 経過措置料金撤廃を想定した 検討スケジュール (イメージ)

2017

2018

2019

2020

資源エネルギー庁

10/24

電力・ガス基本政策小委員会

・関連制度 (燃調、三段階料金等)
の在り方

第3弾法施行前
の検証

規制料金
存続地域の判断

4月

経過措置料金の撤廃

電力・ガス取引監視等委員会

10/17

競争的な電力・ガス市場に
関する研究会

・競争評価の基本的枠組み

制度設計専門会合

・競争評価 (基準を含む)

※電力・ガス取引監視等委員会において、
別途、競争レビューの取りまとめを毎年実施。

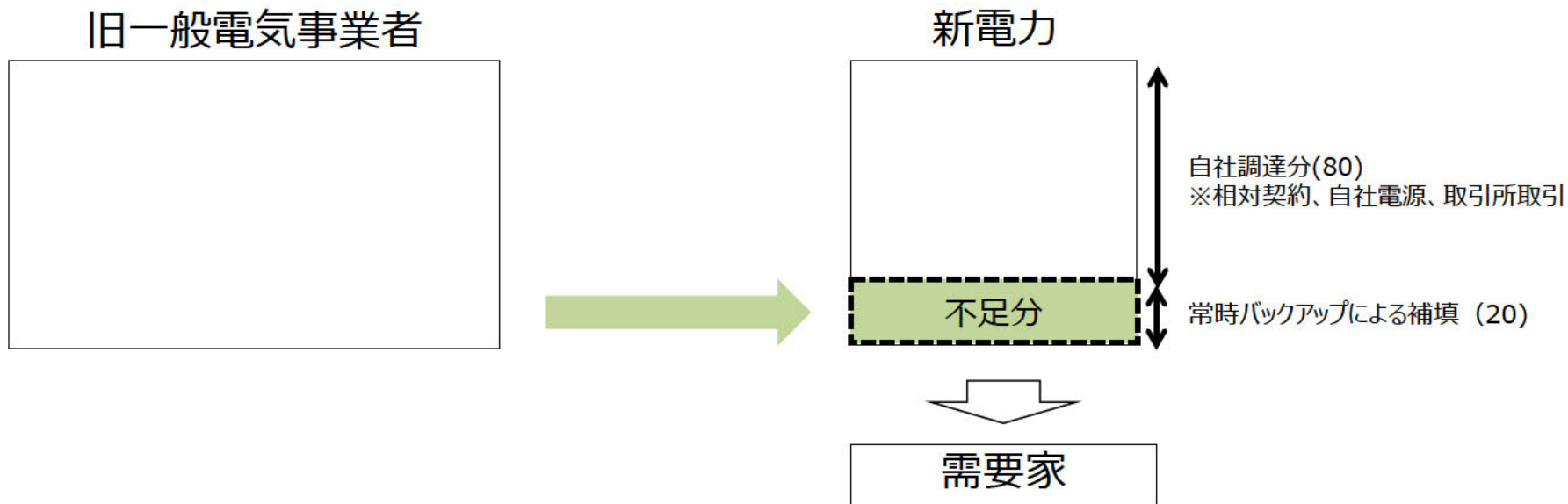
2. 常時バックアップについて

常時バックアップとは

- 常時バックアップとは、新電力がエリアの旧一般電気事業者から電気の一部卸売を継続的に受けて、需要家に対して電力供給を行う形態を指す。
- 電気事業法上規制を受けない私契約（常時補給電力契約）に基づくものであるが、「適正な電力取引についての指針」において、その契約行為における公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為等が記載されている。

常時バックアップの概要図（イメージ）

※新規参入者が需要家に100販売する際、供給力として80しか調達できず、20の常時バックアップを受ける場合の例



(参考) 現行の常時バックアップ

- 常時バックアップの価格や上限量は、「適正な電力取引についての指針」において、以下のとおり整理されている。

供給者

- 各エリアの旧一般電気事業者（各エリアごとに常時補給電力契約を締結）

契約可能範囲（利用枠）

- 新規参入者が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合（特高・高圧：3割、低圧：1割）

料金体系

- 基本料金と従量料金の二部料金制、燃料調整制度により燃料価格に連動
※経過措置料金における全電源の平均コストを基に、自社小売への卸供給の料金と比べて不当に高くないよう設定

必要な手続

- 旧一般電気事業者との契約に基づく期限（広域機関への計画提出期限である前日12時に間に合う期限）までに、必要量を申請。
- 月ごとに契約変更可能（2か月ほど前に契約変更申し込み。）
※1年に満たないで契約を減少する場合、割増料金が請求される。

(参考) 適正な電力取引についての指針 (抜粋)

Ⅱ 卸売分野における適正な電力取引の在り方

(1) 小売電気事業者への卸供給等

① 卸電力市場の活性化のためには、小売電気事業者が電気の卸供給を受けることを不当に妨げられないことが重要である。

② また、区域において一般電気事業者であった発電事業者が他の小売電気事業者に対して行う常時バックアップについては、電気事業法上規制をされていないが、電気事業の健全な発達を図る観点から、他の小売電気事業者が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合（特高・高圧需要：3割程度、低圧需要：1割程度）の常時バックアップが確保されるような配慮を区域において一般電気事業者であった発電事業者が行うことが適当である。この場合、常時バックアップは、区域において一般電気事業者であった発電事業者等（定義は下記のとおり）が、当該発電事業者等及びその関連会社（注）が支配的な卸供給シェア（注）を有する一般送配電事業者の供給区域において、他の小売電気事業者に対して行うこととする。

(中略)

また、常時バックアップの価格については、ベース電源代替としての活用に資するよう、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げるよう見直しが行われたところである。電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者があまりに過度に相当の長期間にわたって常時バックアップに依存することは望ましくなく、卸電力取引所など卸電力市場の活性化により、今後は、小売電気事業者が小売供給に必要な電力を十分確保できる環境を整備することが期待されている。ただし、そのためには、例えば卸電力取引所における取引を十分に厚みのあるものにするための環境整備や市場監視が十分になされることなどの条件が整うことが必要となる。

常時バックアップの導入（2000年）

- 常時バックアップは、2000年の部分自由化にあわせ、電源調達手段の限られる新規参入者向けの措置として、事故時の電源喪失に対応した「事故時バックアップ」及び新電力の発電不足分を補う「しわとりバックアップ」と共に導入された。
- 「事故時バックアップ」及び「しわとりバックアップ」は、電気事業法に定める託送に付随するものとして託送約款に定められたが、「常時バックアップ」は電気事業法上規制を受けるものではなく、「適正な電力取引についての指針」にて適正な契約の在り方が示された。

電気事業審議会 基本政策部会・料金制度部会「基本答申」1999年1月」（抜粋）

2. 自由化部門の制度設計について (中略)

一方、自由化部門における競争を円滑に導入する観点から、電力会社に対して、新規参入者からのバックアップ要請や、特別高圧需要家からの部分供給要請に対して、積極的に応ずるべきであるという意見が専門委員会においても出されている。これについては、電力会社に対し電気事業法に基づく義務づけを行うことは適当でなく、原則多様な取引形態が可能となるシステムの中で経済取引一般に適用される独占禁止法とも整合性の取れた適正な電力取引を確保すれば十分であると考えられる。

「適正な電力取引についての指針（1999年12月 公正取引委員会・経済産業省）」（抜粋）

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 (中略)

③常時バックアップ

常時バックアップについては、実態的には小売における部分供給と同一のものであると考えられることから、小売における標準メニューと整合的な料金が設定されることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

常時バックアップの変遷（2011年まで）

- 2000年に導入された3つのバックアップの仕組みのうち、「事故時バックアップ」及び「しわとりバックアップ」は、2008年度以降、インバランス料金制度として位置付けられた。
- 一方、「常時バックアップ」は、一般電気事業者と新電力間の相対取引として、そのまま存続した。

バックアップ制度の概要

	内容	料金設定	電気事業法との関係	変遷
事故時 バックアップ	新規参入者の発電設備の事故等により需要家の需要に応じて供給する電力に不足が生じた場合に、当該不足電力を電力会社が補給する形態。	小売における標準メニューと整合的な価格。（取引に継続性があり、供給形態としては小売供給に類似したものとなるため。）	電気事業法上の規制あり。（託送約款における「事故時補給電力」）。不当に高い値段を設定した場合、電気事業法上変更命令が発動。	2005年の電気事業法改正により、事故時バックアップとしわとりバックアップが整理され、インバランス対応バックアップが導入されたが、2008年度の第4次制度改革以降、インバランス料金制度として位置付けられた。
しわとり バックアップ	一般電気事業者が、新規参入者による需要家への供給における需要量に対する発電量不足分について一定部分までを補う形態。	供給形態（常にある供給であり、微小な範囲（3%以内）で変動する供給）に応じて、合理的なコストに基づいて設定した価格。	電気事業法上の規制あり。（託送約款における「負荷変動対応電力」）。適切なコストに基づかず、不当に高い価格を設定した場合、電気事業法上変更命令が発動。	
常時 バックアップ	一般電気事業者が、特定規模電気事業として電力の小売供給を行う新規参入者等に対して継続的に電気の供給を行う形態。	小売における標準メニューと整合的な価格。（実態的には小売における部分供給と同一なものと考えられるため。）	電気事業法上の規制なし。ただし、「電力の適正な取引の指針」において、適正な契約の在り方について規定あり。	現在まで存続。

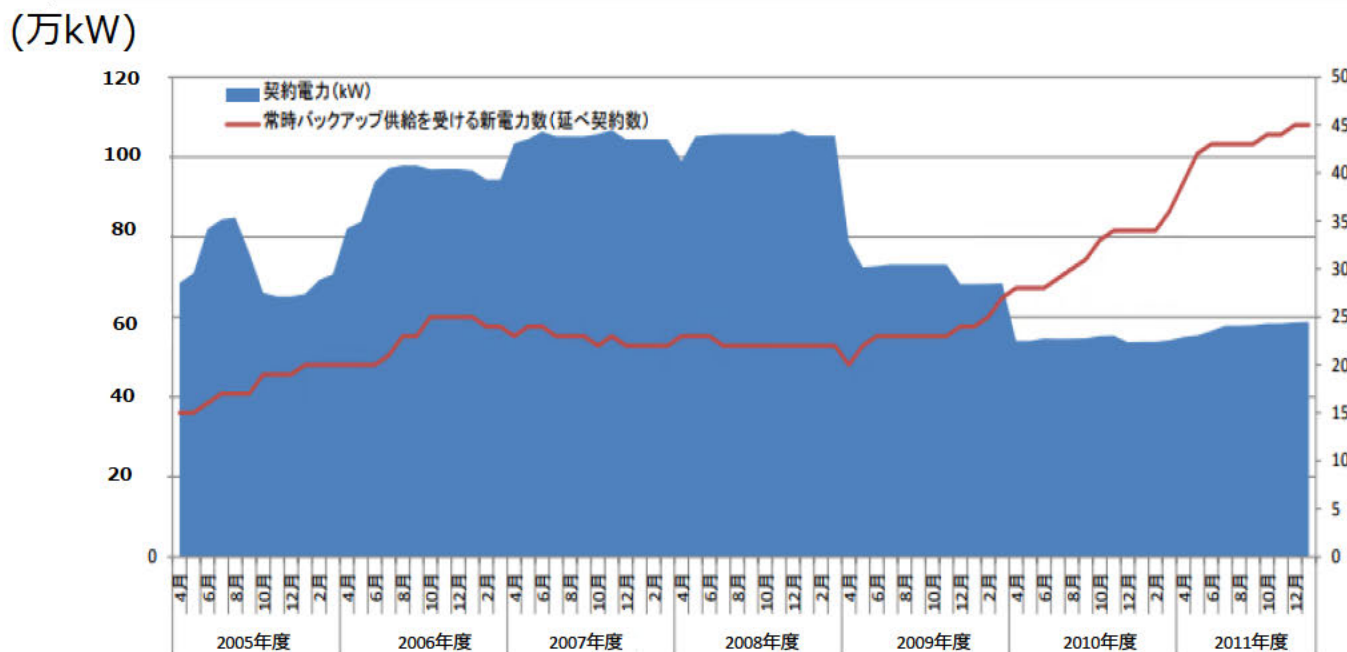
※約款等の名称、内容については、2000年当時のもの。

常時バックアップの利用状況（2011年まで）

- 常時バックアップの契約電力の合計は、2007、2008年度に100万kWを超えたものの、2009年度以降減少し、2012年頃まで60万kW程度で推移。
- 常時バックアップを取り止める新電力もいる一方で、新電力の供給エリアの拡大や新規参入した新電力が増えていることなどから、常時バックアップを新たに利用する新電力は増加傾向(※)にあった。

※2012年1月時点で電力小売事業を行っている新電力は27社であるが、うち、常時バックアップを利用している新電力は14社、延べ45契約。

常時バックアップの契約電力と契約を締結している新電力の数(延べ契約数)
(2005～2011年度)

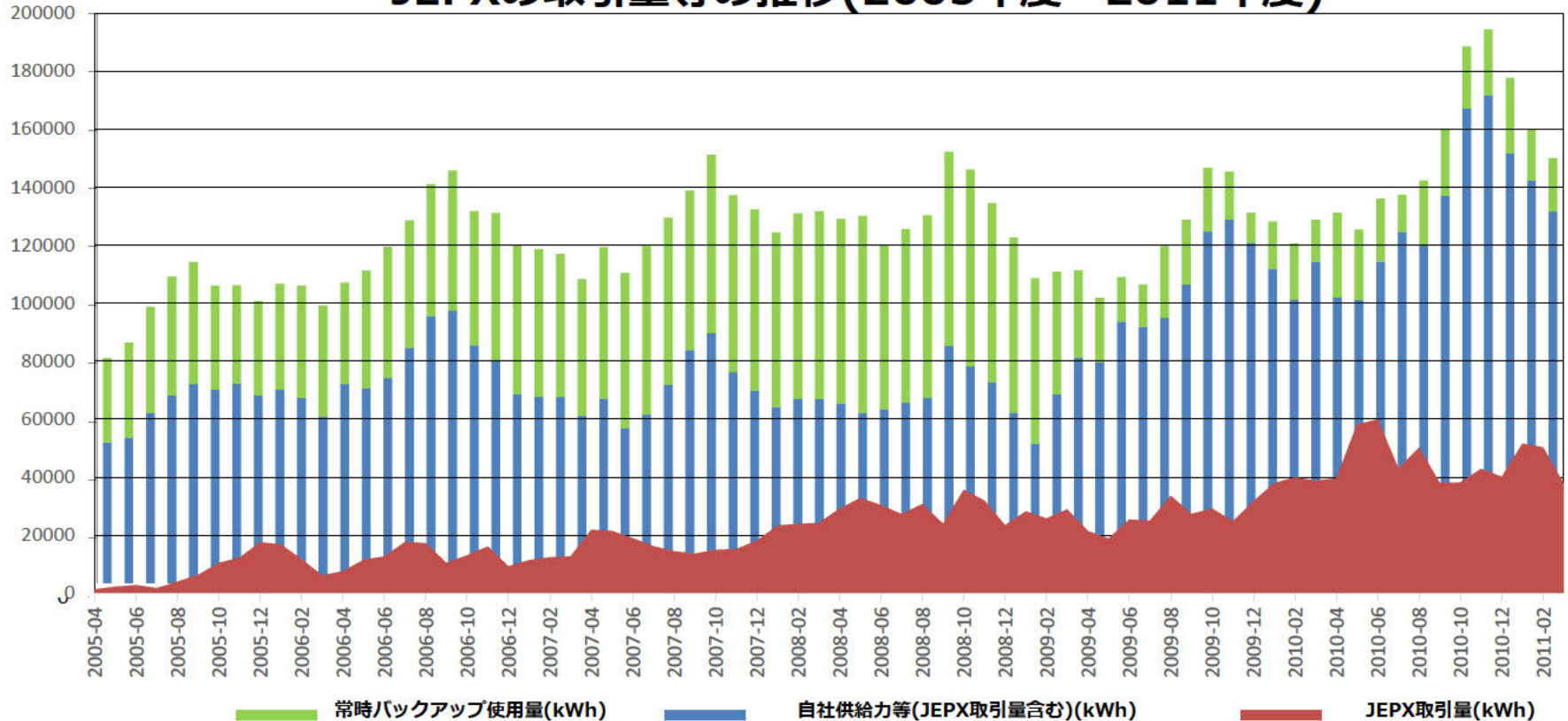


※なお、常時バックアップは一般電気事業者の供給区域ごとに契約締結されることから、PPS1社で複数の常時バックアップ契約を締結していれば、その分複数カウントしている。

卸電力取引所の取引状況（2011年まで）

- 2005年から日本卸電力取引所（JEPX）における卸電力取引が開始し、「常時バックアップは、卸電力取引所の創設に伴い、今後は取引所に移行していくことが期待されている」とされた。
- 他方、JEPXにおける取引量は少しずつ増加するものの絶対量は極めて限られており、常時バックアップに移行できるような状況ではなかった。

(万kWh) **JEPXの取引量等の推移(2005年度～2011年度)**



(参考) 常時バックアップと卸電力市場

「適正な電力取引についての指針（2009年3月、公正取引委員会・経済産業省）」（抜粋）

第2部 適正な電力取引についての指針

Ⅲ. 卸売分野における適正な電力取引の在り方

1. 考え方

(2) 新規参入者への卸売

一般電気事業者による新規参入者への供給のうち、常時バックアップについては、電気事業法上規制されてない。新規参入者があまりに過度に相当の長期間にわたって常時バックアップに依存することは望ましくなく、卸電力取引所の創設に伴い、今後は取引所に移行していくことが期待されている。

ただし、そのためには、卸電力取引所における取引が十分に厚みのあるものであること及び市場監視が十分になされることなどの条件が整うことが必要となる。

(3) 卸電力取引所

卸電力市場については、一般電気事業者による長期の相対契約が太宗を占める構造に大きな変化は見られないが、自由化の進展に伴い卸電力の取引形態は多様化し、市場の流動性は徐々に高まっている。

電気事業分科会報告書「今後の望ましい電気事業制度の骨格」（平成15年2月15日）において、投資リスクの判断の一助となる指標価格の形成、需給ミスマッチ時の電力の販売・調達手段の充実等、事業者のリスクマネジメント機能を強化するため、卸電力取引所の設立が提言された。これを受けて、平成17年4月から卸電力取引所における実際の取引が開始された。取引量はいまだ少ないものの、卸電力取引の担い手のすべてが参加し得るマーケットであり、卸電力市場の中で重要な役割を担うことが期待される。この点に関し、電気事業分科会の基本答申「今後の望ましい電気業制度の在り方について」（平成20年3月）においては、「取引メニューの充実や取引ルールの改善等の制度改革を実効あるものとするためには、流動性の向上を図るべく、卸電力取引所の取引の厚みが、常時バックアップの取引所取引への移行の主な条件として議論されてきたこと等を踏まえ、常時バックアップの動向も見極めながら、例えば、現行の取引量に常時バックアップの移行に十分な量を追加した水準を将来的に目指すことを関係者間で共有することが重要である」とされている。新規参入者にとっては、電源調達の多様化という観点から卸電力取引所における取引は重要であり、常時バックアップが卸電力取引所に移行される場合には、さらにその重要性は高まるものと考えられる。また、卸電力取引所におけるスポット取引は、余剰電力の入札先及びインバランスの発生を未然に防ぐための電源調達先として、新規参入者の事業継続に欠かせない機能を有している。

震災後の常時バックアップの見直し（2013年）

- 2011年の東日本大震災後、電力システム改革の議論が進められる中で、「電力システム改革の基本方針」（2012年7月）を受け、卸電力市場が機能するまでの当面の措置として、常時バックアップの見直しが行われることとなった。
- 具体的には、2013年の電力システム改革専門委員会報告書を踏まえ、新電力のベース電源代替としての活用に資するよう、価格と量の両面で見直しが行われた。

電力システム改革専門委員会報告書（2013年2月）抜粋

3. 新規参入者の電源不足への対応による競争の活性化

(1) 常時バックアップの料金と供給量の見直し

卸電力市場が機能するまでの当面の間、ベース電源代替としての活用に資するよう、常時バックアップの基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げるよう一般電気事業者に対し見直しを求めることとする。

具体的には、基本料金によるコスト回収率を従来より高めつつ、ベース電源代替として常時バックアップを高負荷率で利用する場合に従来料金を下回るよう、従量料金の引き下げを行う。

また、供給量についても、ベース電源代替として常時バックアップを活用することで新電力が顧客開拓をしやすくする環境を実現するという観点から、当面の措置として、新電力が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合（3割程度）の常時バックアップが確保されるような配慮を一般電気事業者が行うよう求めることが適当である。

このように、一定量の常時バックアップの供給を求める措置は、一般電気事業者が電源の大半を確保し、卸電力市場の流動性が不足していることを背景とした新規参入者のベース電源不足に対する過渡的な措置として行うものである。そのため、今後先渡市場の活用などにより卸電力市場が機能した場合には、廃止することが適当である。

価格の見直し（基本料金の引き上げ・従量料金の引き下げ）

- 常時バックアップがベース電源代替として資するよう、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げることとなった。
- 具体的には、基本料金によるコスト回収率を従来より高めつつ、ベース電源代替として常時バックアップを高負荷率で利用する場合に従来料金を下回るよう、従量料金の引き下げを行うこととされた。

常時バックアップにおける価格の見直し

常時バックアップの見直し(基本的方向性)

3

電力システム改革の基本方針の記載内容

④新電力の電源確保と競争促進

ii) 常時バックアップ料金の見直し

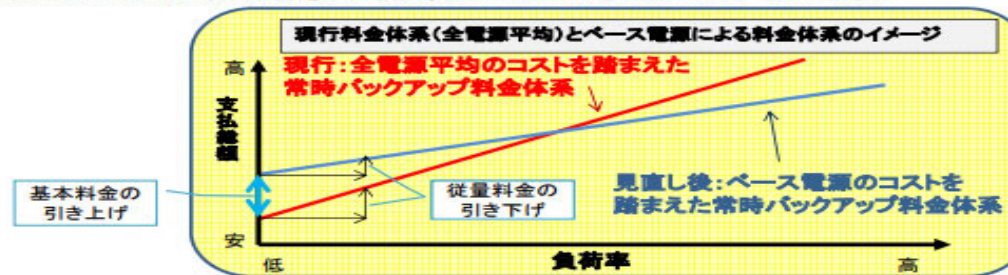
「常時バックアップ」（一般電気事業者が新電力に対し不足している発電量を売電する供給形態）の料金体系を、一般電気事業者のベース電源コストに基づいた価格設定に変更するよう一般電気事業者に求める。

第7回配付資料抜粋

- ✓ 常時バックアップの料金について、基本料金を引き上げるとともに従量料金を引き下げ。
- ✓ 常時バックアップの利用率が高い場合の負担が相対的に軽減されるため、新電力による実質的なベース電源へのアクセスを可能に。

○ 現行の常時バックアップ料金は、小売における標準メニューと整合的な価格を設定するとの趣旨により、一般電気事業者ごとに「全電源平均コスト」を踏まえた料金体系となっている。

○ 新電力がベース電源にアクセスできる環境を整備し、電力市場における競争を促進するため、常時バックアップの料金を、「全電源平均コスト」ではなく、「ベース電源コスト」または「高負荷率の需要家への小売価格」を踏まえて決定することが適切ではないか。供給量については、例えば、一般電気事業者のベース電源保有比率を勘案して決定することとしてはどうか。（ベース電源保有比率が30%の場合、新電力の需要拡大量の30%を常時バックアップで供給）



量の見直し（利用枠の導入）

- 供給量については、ベース電源代替としての活用に資するよう常時バックアップを活用することで新電力が顧客開拓をしやすくする環境を実現するという観点から、当面の措置として、新電力が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて常時バックアップが確保されるような配慮を一般電気事業者が行うこととされた。
- 具体的には、2013年以降、常時バックアップの利用枠管理を行うこととされ、新電力の需要拡大量（託送供給に係る契約電力(kW)の拡大量）に一定割合（3割程度）を乗じたものを「常時バックアップ利用枠(kW)」として設定されることとされた。

常時バックアップにおける量の見直し

常時バックアップの見直し(量の考え方)

5

- 供給量については、ベース電源代替として常時バックアップを活用することで新電力が顧客開拓をしやすくする環境を実現するという観点から、当面の措置として、新電力が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて常時バックアップが確保されるような配慮を一般電気事業者が行うことを求めることとする(既存需要に係る常時バックアップの量は現行の枠組みでの交渉が引き続き可能)。そのため、ある基点を前提に常時バックアップの利用枠管理を行うこととし、新電力の需要拡大量(託送供給に係る契約電力(kW)の拡大量)に一定割合(3割程度)を乗じたものを「常時バックアップ利用枠(kW)」とする。
- 一定割合(3割程度)の根拠としては、基本方針で「一般電気事業者のベース電源比率を勘案した供給量を目安」とすると明記されていることを踏まえ、例えばベース需要に着目した以下の算定方法で計算すると、約26%。なお、ベース電源比率は、当面の措置という位置づけから、すべての一般電気事業者の平成23年度実績を参考に全国一律で3割程度に設定し、毎年の見直しは行わないこととしてはどうか。

$$\text{常時バックアップ利用枠(kW)} = \text{一般電気事業者のベース電源比率相当【3割程度】} \times \text{新電力の需要拡大量(kW)}$$

$\left[\frac{\text{オフピーク夜間時最小需要電力(kW)}}{\text{ピーク昼間時最大需要電力(kW)}} \div \text{不等率} \right]$

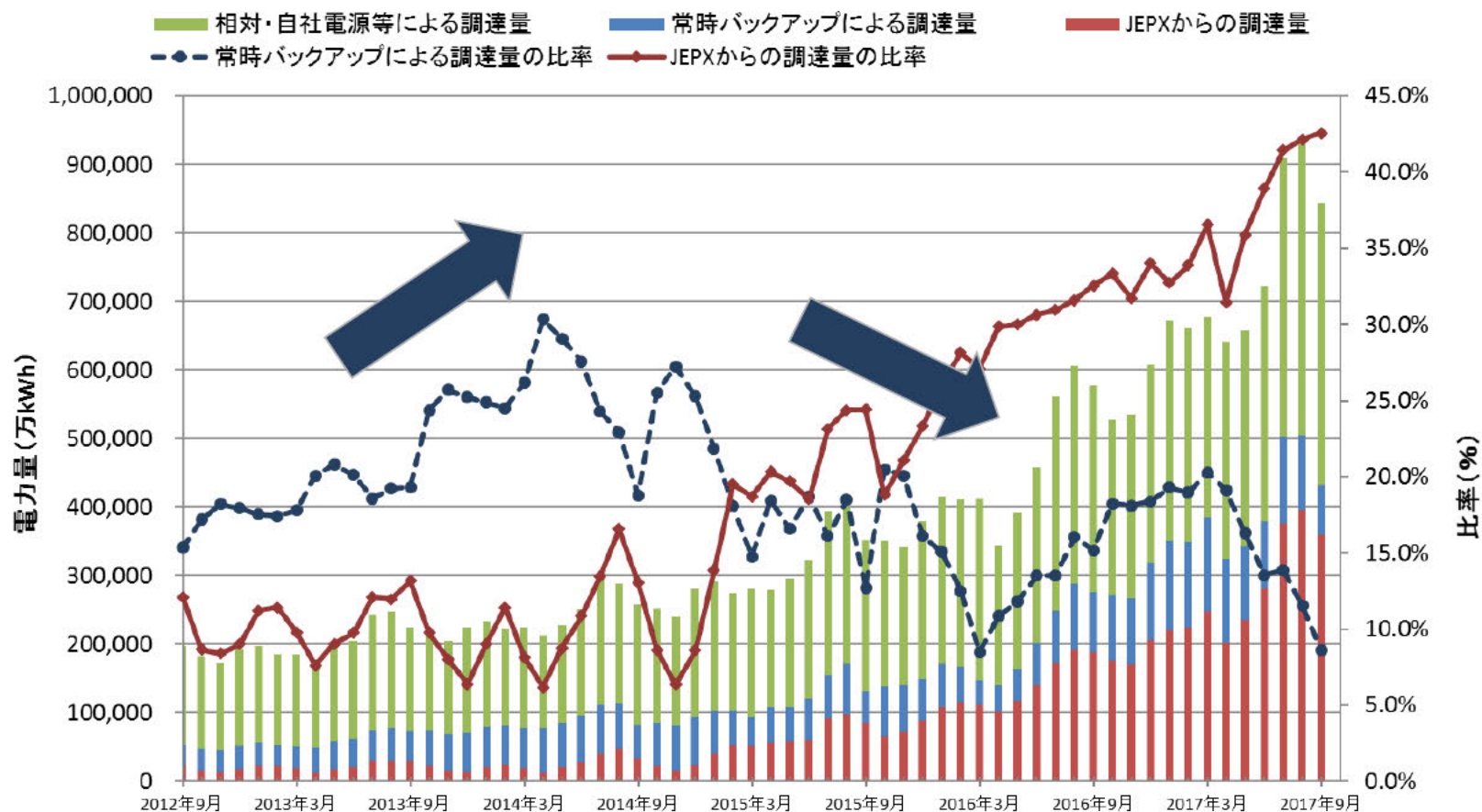
(注)不等率は、一般電気事業者の需要カーブからベース電源比率を想定した値(率)が「個々の需要の合成値」である一方で、新電力の需要拡大量の契約電力は「個々の需要の合計」であることから、これを補正するための値である。

- 新電力の需要拡大量については、「過去実績」とした場合には過去の需要の変動が大きく、向こう1年間の需要拡大量を想定することには限界がある。一方、「新電力による将来見込み」とした場合も同様である。
よって、新電力による需要拡大量を最大限反映させるため、「新電力からの要請に応じて、一定期間の託送供給に係る需要拡大量」の一定割合を目安に、常時バックアップに係る契約の締結又は変更をすることとしてはどうか。
- 新電力の需要拡大量を計算する際の「当初基点」については、上記の仕組みへの切り替えの直前時点としてはどうか。

常時バックアップの利用状況（新電力の電力調達の状況）

- 2013年の見直し後、新電力の電力調達に占める常時バックアップの比率は2014年にかけて上昇したが（約20%→約30%）、その後、緩やかに低下。季節や月ごとの変動等があるものの、2016年度は15～20%程度となっている。

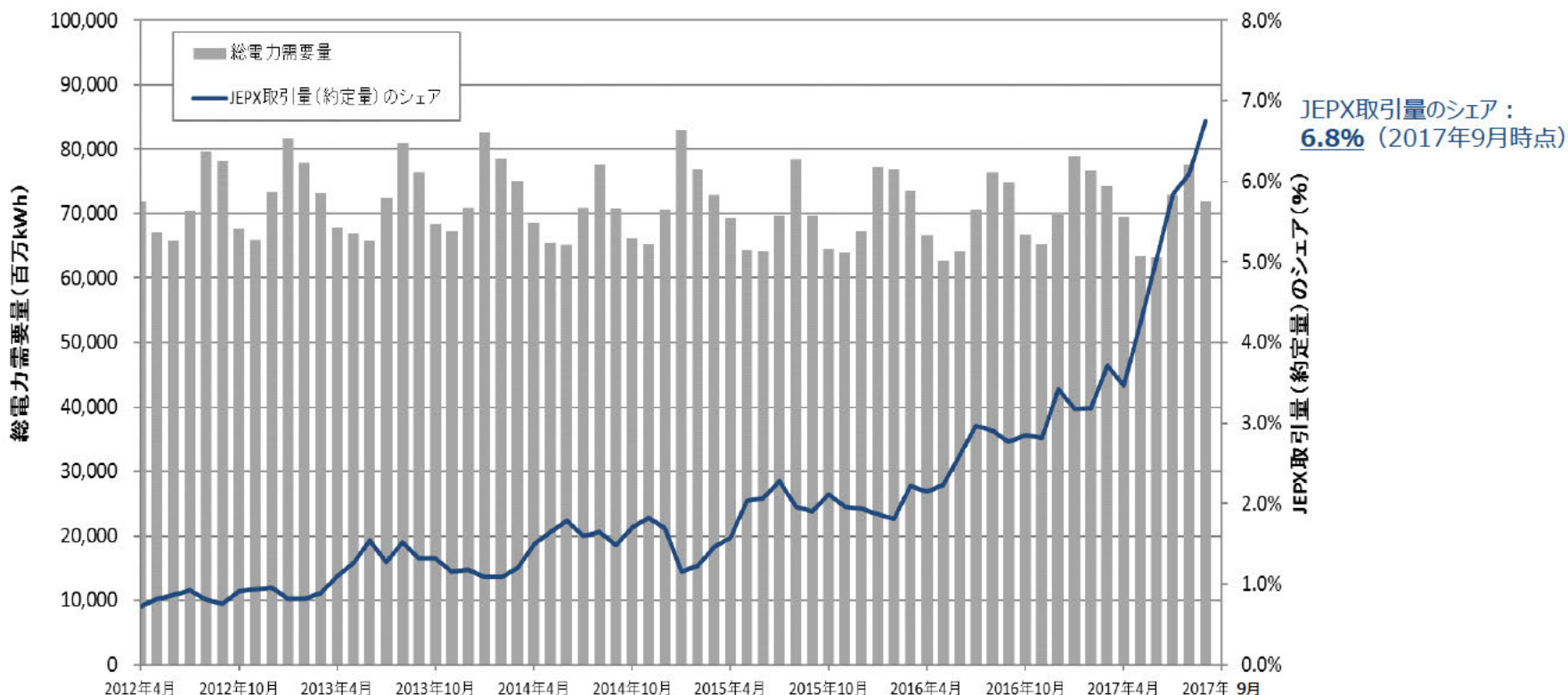
新電力の電力調達の状況
(2012年9月～2017年9月)



卸電力取引所の取引状況

- 卸電力取引所における取引量は、2016年4月の小売全面自由化以降、大幅に増加しており、直近では小売販売電力量の約7%となっている。
- しかしながら、依然として小売販売電力量の1割未満にとどまり、卸電力市場の流動性の不足は解消していない。

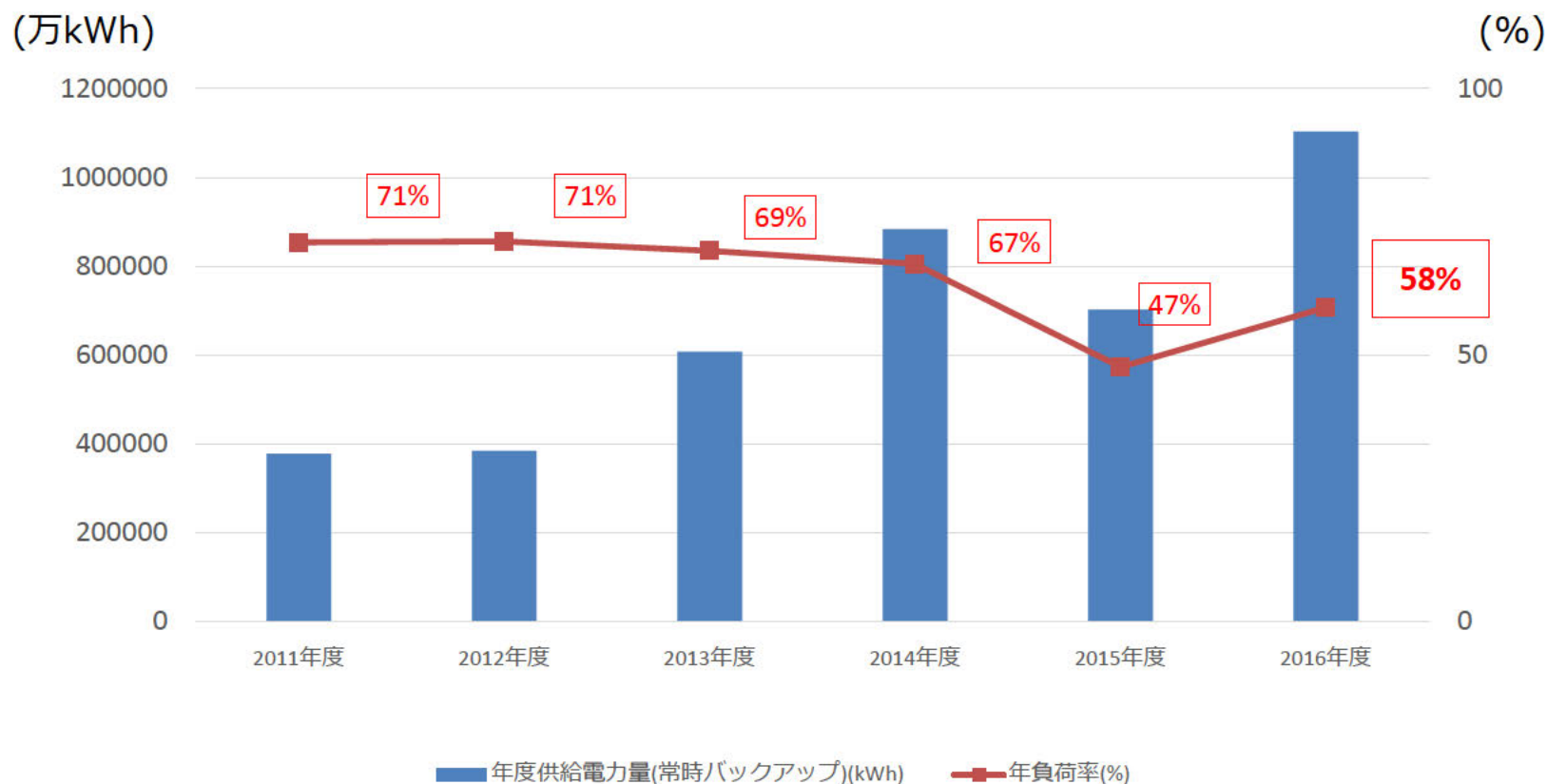
JEPX取引量(約定量)のシェアの推移
(2012年4月～2017年9月)



常時バックアップの利用実態①（年負荷率）

- 2013年の価格見直しは、新電力におけるベース電源代替としての活用に資することを目的としていたが、その後、年間の負荷率（契約電力に対する供給電力量）は低下しており、2016年度は58%となっている。

年負荷率の推移



出所：資源エネルギー庁作成

※年負荷率=年度供給電力量(kWh)÷(契約電力量(kW)×8760h(=365日×24h))×100

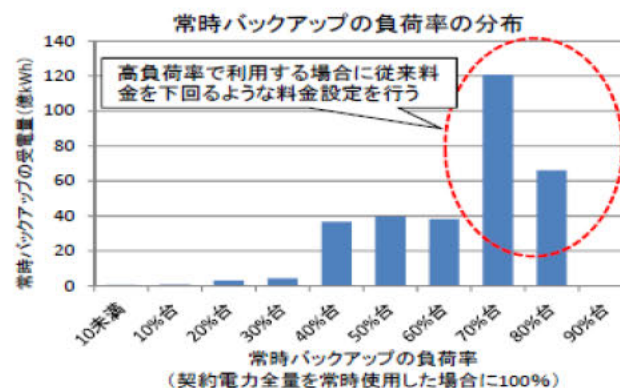
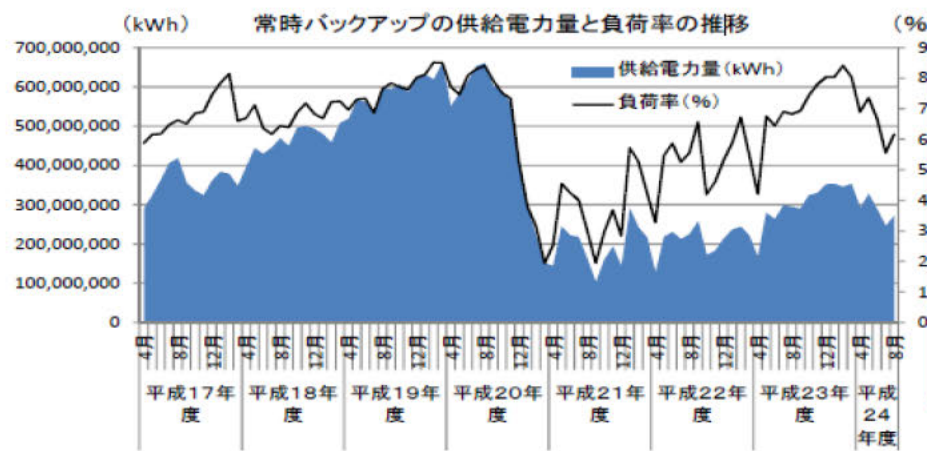
(参考) 常時バックアップの利用実態① (年負荷率)

- 2013年の価格見直しでは、従来に比して基本料金によるコスト回収率を高めつつ、ベース電源代替として常時バックアップを高負荷率で利用する場合に従来料金を下回るような料金設定を見直すこととされた。

常時バックアップの見直し(価格の考え方)

4

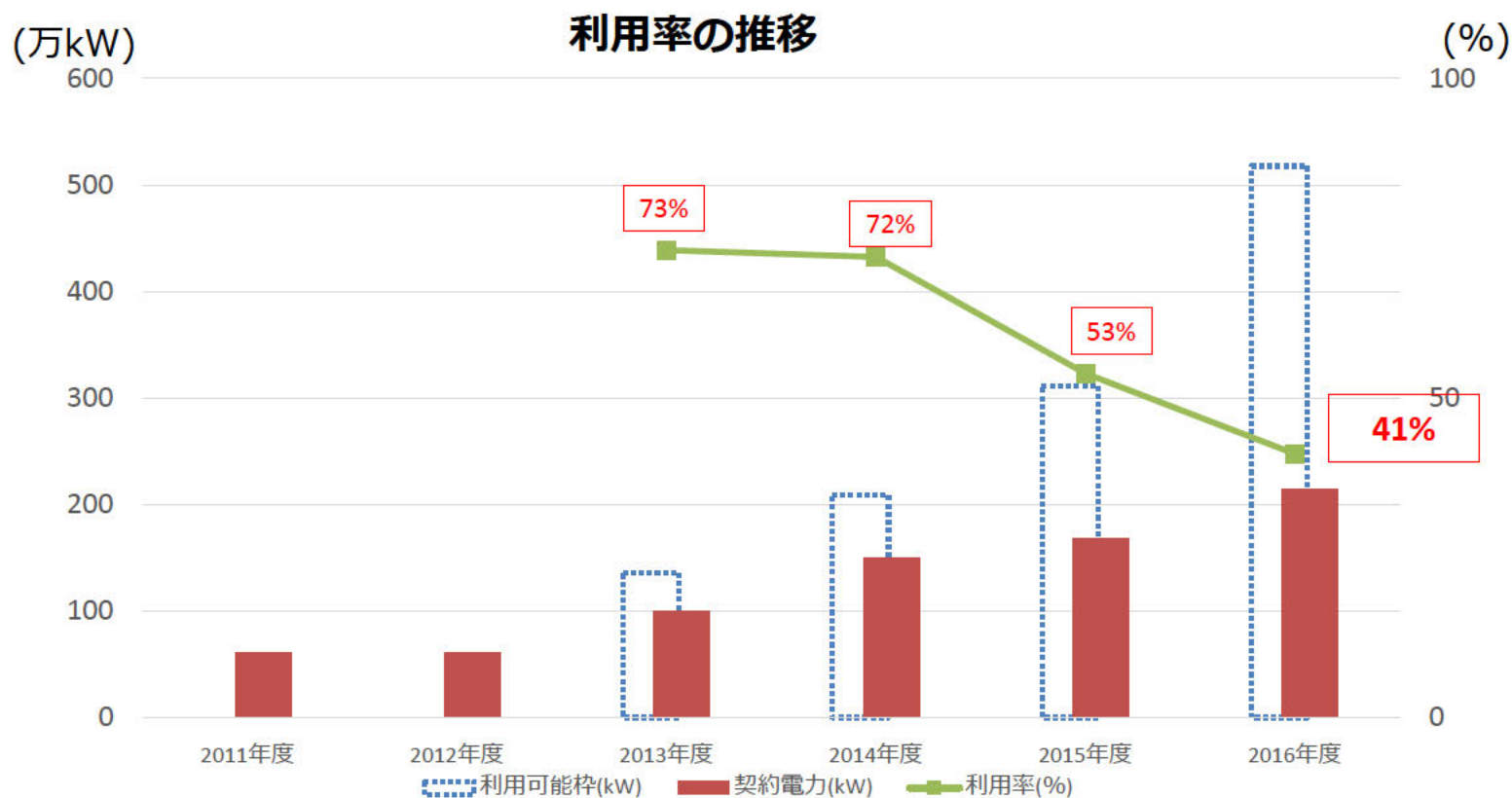
- 基本方針の内容を踏まえ、卸市場が機能するまでの当面の間、ベース電源代替としての活用に資するよう、各電力会社が、常時バックアップ料金について、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げよう見直しを行うことを求める。
- 具体的には、従来に比して基本料金によるコスト回収率を高めつつ、ベース電源代替として常時バックアップを高負荷率で利用する場合に従来料金を下回るよう料金設定を行う。
- 価格設定について留意しなければならない点として、①ベース電源としての性格、②一般需要家向け料金との整合性(平成23年度における一般電気事業者の年負荷率(送電端)は6~7割程度)、③価格変化の事後評価が可能であること(定期的なモニタリングで検証)、が挙げられる。
- 切り替えのタイミングは、可能なものから随時行うことを基本としつつ、新制度(新しい料金体系及び次ページで示す供給量)への移行については、利用する事業者のニーズを踏まえて行うこととしてはどうか(新制度への移行を希望しない新電力は、現行の枠組みでの交渉が引き続き可能)。



(注)過去7年間に常時バックアップを受けていた新電力(約20社)の各年ごとの常時バックアップ受電量を、その年の各社の常時バックアップの負荷率ごとに集計。

常時バックアップの利用実態②（利用率）

- 2013年の見直しにより、常時バックアップの利用可能枠が導入され、見直し当初は利用可能枠の7割程度の契約がなされていた。
- しかしながら、新電力のシェアの拡大に伴う利用可能枠は大幅に増大する一方、契約電力の伸びは緩やかであり、2016年度の利用率（利用可能枠に対する契約電力量）は約4割となっている。



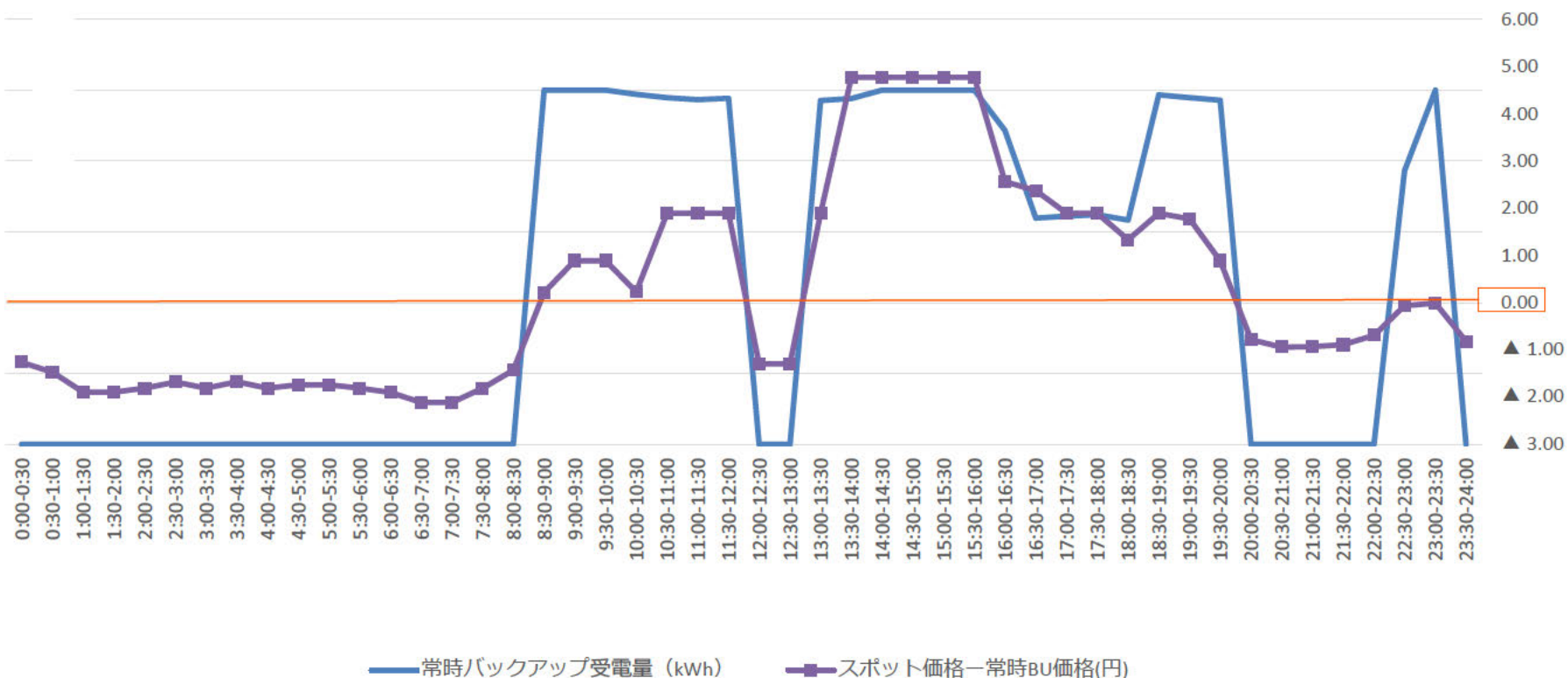
※利用率=契約電力量(kW)÷利用可能枠(kW)×100

常時バックアップの利用実態③（契約電力及び使用量の変動）

- 新電力の中には、スポット市場価格との見合いで30分ごとに使用量を変化させる例が見られる。

(円)

新電力B社の常時バックアップ受電量の推移

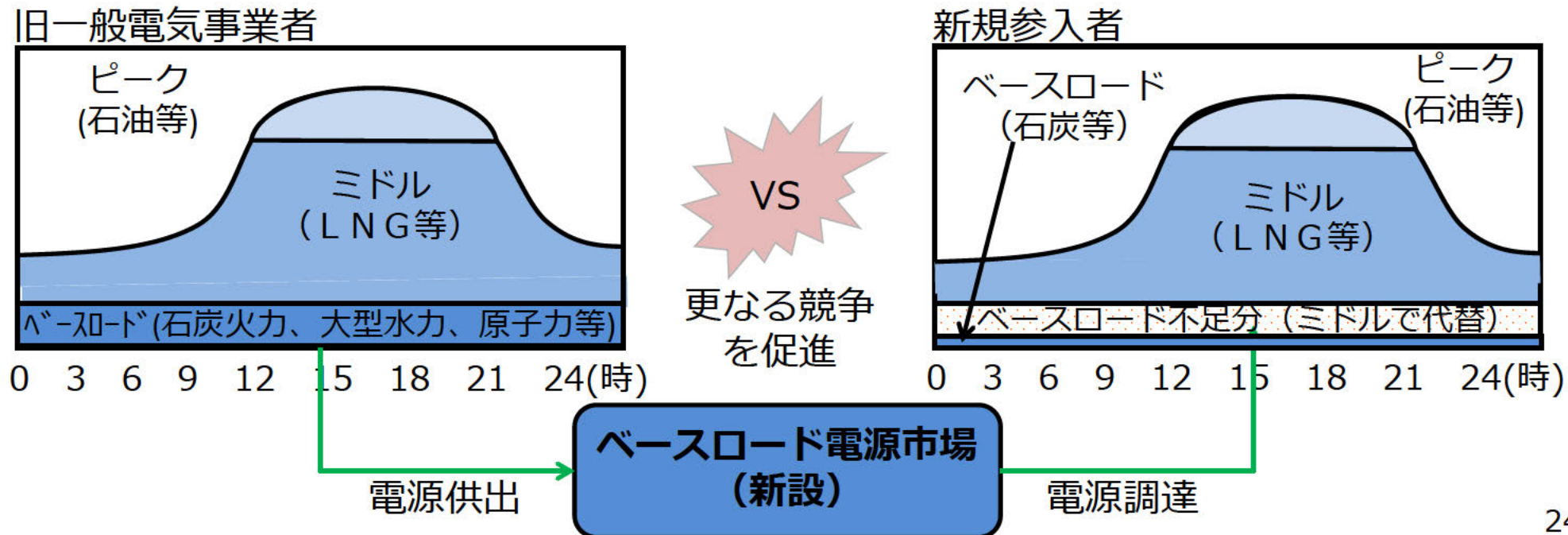


出所：資源エネルギー庁作成

ベースロード電源（BL）市場の創設

- 電力小売市場における更なる競争の活性化を図るため、新電力に対し、石炭火力等のベースロード電源へのアクセスを容易にするベースロード電源市場が2019年を目途に創設される予定となっている。
- 同市場において、大手電力はベースロード電源の卸供給料金と比して不当に高い水準とならないよう、ベースロード電源の発電平均コストを基本とした価格を上限に供出することとなり、新電力と大手電力とのイコールフットイングが図られることが期待される。

旧一般電気事業者と新規参入者の供給力構成の違いとBL市場（イメージ）



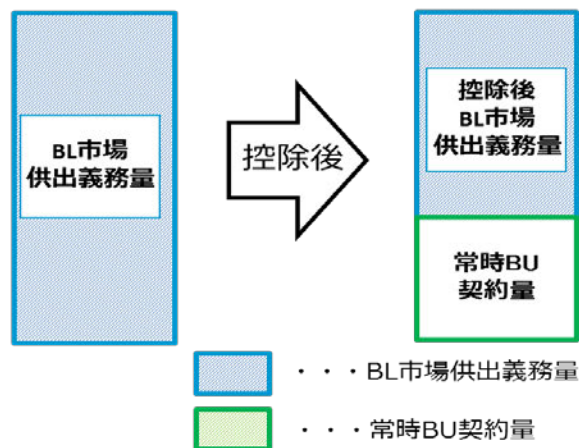
BL市場の創設と常時バックアップ^o（供出義務量からの控除）

- ベースロード電源市場の創設に当たり、新たな市場は常時バックアップと政策目的が一部重複することから、常時バックアップの取引量等をベースロード電源市場における供出量等から控除することを基本とすることとされている一方、控除の詳細な考え方については、今後の検討事項となっている。

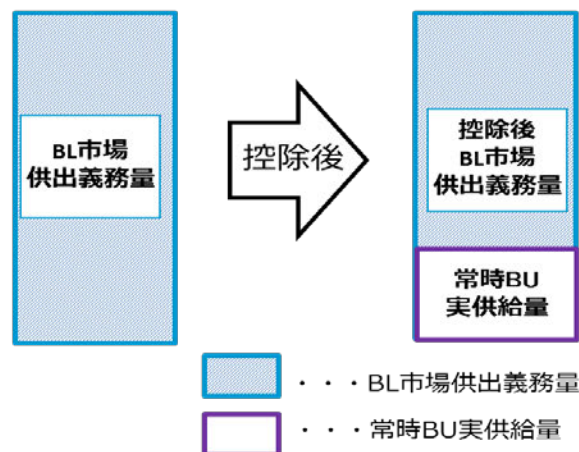
論点⑥：常時バックアップ等の扱い

- 第8回制度検討作業部会で御議論いただいた通り、常時バックアップはBL市場と政策目的が一部重複するため、BL市場からの調達に移行を促す観点から、その取引量等をBL市場における供出量等から控除することを基本としてはどうか。
- 具体的には、前年度の常時BU契約に基づく契約量および実供給量をBL市場における供出量等から控除することを基本としてはどうか。

<新規契約の場合>



<既存契約の場合>



今後の検討の進め方

- 足元の卸電力市場の状況に鑑みれば、常時バックアップを廃止する状況にはない一方、その利用実態が必ずしも政策目的に沿っていない可能性があることや、類似の政策目的を有するベースロード電源市場の創設が進められていることを踏まえ、必要な見直しを検討していくこととしてはどうか。
- その際、ヒアリングやデータ分析等を通じて利用実態を的確に把握すると共に、卸電力取引所における取引の拡大やベースロード電源市場の創設等の制度環境変化を念頭に、検討を深めていくこととしてはどうか。